

春日市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（改正案）

1 改正新旧対照表

現行	改正後
<p>本則</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、教育委員会の職務権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u></p> <p>(2) <u>文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)</u></p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、教育委員会の職務権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行することとする。</p> <p><u>(1) 市民図書館の設置、管理及び廃止に関すること。</u></p> <p>(2) <u>スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u></p> <p>(3) <u>文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>(4) 文化財の保護に関すること。</u></p>

2 施行日

令和5年4月1日

3 経過措置

この条例の施行の際春日市教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に春日市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。